



平成 26 年 5 月 12 日

各 位

上場会社名	株式会社 鳥 取 銀 行
代 表 者	取締役頭取 宮崎 正彦
(コード番号	8383 東証第 1 部)
問合せ先責任者	執行役員経営統括部長 福田 智博
(TEL	0857-37-0260)

定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、平成 26 年 5 月 12 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 26 年 6 月 25 日開催予定の第 150 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 社外取締役および社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、また、有用な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、会社法第 427 条第 1 項の規定により、定款第 27 条（社外取締役の責任限定契約）および第 39 条（社外監査役の責任限定契約）の規定を新設するものです。なお、定款第 27 条（社外取締役の責任限定契約）の規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 26 年 6 月 25 日（水）
定款変更の効力発生日	平成 26 年 6 月 25 日（水）

以 上

(別紙) 定款の一部変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行変更	変更案
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
第21条～第26条 (条文省略) <u>(新設)</u>	第21条～第26条 (現行どおり) <u>(社外取締役の責任限定契約)</u> 第27条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 <u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令に定める限度額とする。</u>
第27条～第32条 (条文省略)	第28条～第33条 (現行どおり)
第5章 監査役および監査役会	第5章 監査役および監査役会
第33条～第37条 (条文省略) <u>(新設)</u>	第34条～第38条 (現行どおり) <u>(社外監査役の責任限定契約)</u> 第39条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 <u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令に定める限度額とする。</u>
第38条～第41条 (条文省略)	第40条～第43条 (現行どおり)
第6章 計 算	第6章 計 算
第42条～第46条 (条文省略)	第44条～第48条 (現行どおり)